

(証券コード：6736)
平成30年6月8日

株 主 各 位

愛知県江南市古知野町朝日250番地
サン電子株式会社
代表取締役社長 山 口 正 則

第47回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階 406・407会議室
(平成30年1月より本社機能を移転したため、会場が前回と異なっております。
末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第47期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.sun-denshi.co.jp>）に掲載しておりますので、本通知の添付書類には掲載していません。なお、本通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 「事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類」の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sun-denshi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 総会ご出席者へのお土産は今回からご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

モバイルデータソリューション事業のうち、犯罪捜査機関等向け(デジタル・インテリジェンス事業※)が属するデジタルフォレンジック市場につきましては、各国行政機関の安全保障に対する意識の高まり、デジタル化の進展及び犯罪捜査手法の進化等に伴い、需要の形を変えながら、引き続き成長が見込める市場環境にあります。また、携帯端末販売店向け(モバイルライフサイクル事業)が属するモバイルデバイスライフサイクル市場につきましては、携帯端末販売店の役割は多様化・複雑化しており、顧客に対する広範なコミュニケーションが求められています。さらに、MVNO等の登場により通信事業者間の競争環境も変化しており、携帯端末販売店の顧客満足度を高める動きが継続している市場環境にあります。

次に、エンターテインメント関連事業が属するパチンコ市場につきましては、平成29年9月4日に公布された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」(施行期日 平成30年2月1日)への対応等の影響から、パチンコホールの遊技機の入替減少、新規出店や店舗改装等の設備投資を先送りする傾向等が継続し、将来的な不透明感が増大しております。

上記のように大きく変動している主力事業の外部環境に対して、当社グループの更なる成長を図るため、

- ・市場環境の変化に対応することで、新たな事業機会を作り出すこと
 - ・社会的な流れを汲みとり、技術的な潮流を先取りして、技術蓄積を行うこと
- の上記、2点を軸にして各事業を取り組んでまいります。

具体的には、モバイルデータソリューション事業では犯罪捜査におけるデジタルデータの重要性が増していくことを重視し、データ分析の分野への投資を重点的に行っておりますが、一方で積極的な製品・サービスに対する研究開発を行うため、収益を圧迫する傾向にあります。

エンターテインメント関連事業においては規則改正などの環境変化に柔軟に対応する機種開発に取り組んでおります。

また、IoT、AR等の最新技術やビッグデータ等を活用していくことで、新規IT関連事業としてM2M/IoT市場及びAR/VR関連市場において、新たな主力事業の構築に取り組んでおります。

M2M/IoT市場につきましては、モノを繋げるという需要は増加し、多くの企業が当該市場に参入しており、市場は拡大しつつも、競争環境は厳しさを増しております。

AR関連市場につきましては、現在の市場は初期の成長段階と考えておりますが、各社スマートフォンの次の有力なデバイスとその中心となる機能として位置づけ、活発な研究開発が行われ、徐々に製品が発

売されております。

飲食店向けO2Oソリューション事業につきましては、飲食店の人手不足や人々のライフスタイルの変化による中食市場の伸び、スマートフォンの普及を背景に各飲食店のO2Oアプリの利用が伸びつつあります。

各市場における具体的な取組みは、下記の通り進めております。

【M2M/IoT】

- ・ペルーにおけるサトウキビ畑の水がめやポンプ等の灌漑設備等をIoT化し実証実験を行っております。
- ・センサーデバイス「おだけセンサー」を開発し、より簡単にIoT化を実現するデバイスの提供を始めます。

【AR】

- ・平成29年7月に、藤田保健衛生大学とARスマートグラス「AceReal One」を用いた実際の教育現場での環境を模した実証テストを行いながら、医学教育現場に貢献できるソリューションの開発を進めております。
- ・「Health2.0 Asia - Japan 2017」、「ウェアラブルEXPO」などに出展し、多くのお客様に「AceReal One」をご体験いただいております。多様なお客様の声から新たなニーズを発掘し、新たなソリューション開発に努めております。

【O2O】

- ・スマートフォン向けのO2Oアプリを開発しており、「どんどん庵」アプリを平成30年1月9日にリリース、テイクアウト予約決済等の新機能を追加した公式アプリ「小僧寿し」を平成30年2月22日にリリースしました。今後も、飲食チェーン店を中心に販促活動をしていきます。

【VR】

- ・PlayStationVR向けに開発しているゲームコンテンツ「DARK ECLIPSE (ダークエクリプス)」が、“PlayStationVR”ラインナップ紹介トレーラーに採用され、東京ゲームショウにおいてSONYブースにて映像出展されるなど、発売に向けた開発及び販促活動をしております。
- ・ソニー・インタラクティブエンタテインメントヨーロッパ (SIEE) とパートナー契約を締結しました。これにより「DARK ECLIPSE」は、SIEEの2nd Partyタイトルとして欧州圏のマーケティング、ローカライズ、プロモーション、販売をSIEEが行います。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高につきましては、主力事業のモバイルデータソリューション事業とエンターテインメント関連事業の売上高が前期を上回り262億97百万円（前期比6.5%増）となりました。

各利益につきましては、モバイルデータソリューション事業における販売人件費及び研究開発費の増加並びにAR等の新たな主力事業創出の取組みに関連する研究開発費の増加等により、営業損失は10億74百万円（前期は1億41百万円の利益）となりました。また、営業外収益として受取利息1億9百万円、営業外費用として持分法による投資損失2億39百万円等を計上したことにより、経常損失は11億2百万円（前期は2億21百万円の損失）となりました。また、特別利益として受取補償金2億48百万円、保有して

いたIPアドレスの売却による権利譲渡収入1億4百万円をそれぞれ計上した一方で、特別損失として計画進捗度の低い連結子会社に係るのれん及び国内の土地等に対する減損損失7億58百万円、投資有価証券評価損1億67百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は12億93百万円（前期は5億81百万円の損失）となりました。

※なお、当社グループは、当連結会計年度より、報告セグメント区分を一部変更しております。また前連結会計年度との比較にあたっては、前連結会計年度の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えて行っております。

※デジタル・インテリジェンス事業は従来の裁判等の証拠に用いられるデータ抽出を基礎としたフォレンジック分野に加え、モバイルのデータ解析という分析の分野も含まれます。事業のフォーカスする範囲を拡大したため、名称を変更しております。

① モバイルデータソリューション事業

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期 増減額	対前期 増減率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	14,395	15,383	988	6.9
セグメント利益	903	25	△878	△97.2

売上高は、モバイルライフサイクル事業が前期を下回ったものの、デジタル・インテリジェンス事業が前期を上回ったため、増収となりましたが、販売人件費や研究開発費の増加により、セグメント利益は減少となりました。

② エンターテインメント関連事業

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期 増減額	対前期 増減率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	8,334	8,941	607	7.3
セグメント利益	652	725	73	11.2

遊技機メーカー向けの遊技機部品の販売が好調に推移したことにより、前期を上回り増収増益となりました。

③ 新規IT関連事業

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期 増減額	対前期 増減率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	1,449	1,504	55	3.8
セグメント損失(△)	△573	△875	△302	—

M2M事業は自販機、監視カメラ等の産業用向けのM2M/IoT通信機器の販売が好調に推移したことにより、前期を上回り増収となり、損失額も縮小しました。

AceReal事業は産業向けの現場業務に最適化した「AceReal One」の開発及びマーケティング等の費用が増加したことにより、前期比で損失が拡大しました。

O2Oソリューション事業は当社アプリの導入店舗数は増えたものの、「iToGo」の開発等の費用が増加したことにより、前期比で損失幅が拡大しました。この結果、セグメント全体としては売上高は増加し、損失幅は拡大しました。

④ その他

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期 増減額	対前期 増減率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	519	467	△51	△9.9
セグメント損失(△)	△66	△51	15	—

売上高は、スマートフォン向けゲームコンテンツの販売が低調に推移し、前期を下回った一方、損失幅は縮小しました。

事業別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第46期（前連結会計年度）		第47期（当連結会計年度）		増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
モバイルデータソリューション事業	14,395	58.3%	15,383	58.5%	6.9%
エンターテインメント関連事業	8,334	33.7%	8,941	34.0%	7.3%
新規IT関連事業	1,449	5.9%	1,504	5.7%	3.8%
そ の 他	519	2.1%	467	1.8%	△9.9%
合 計	24,698	100.0%	26,297	100.0%	6.5%

(注) 当連結会計年度より「その他事業」に含まれていた「新規IT関連事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、上記セグメント変更後の報告セグメント区分及び記載順序に基づき作成したものを開示しております。

② 設備投資等の状況
特記事項はありません。

③ 資金調達の状況
特記事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 44 期 平成26年度	第 45 期 平成27年度	第 46 期 平成28年度	第 47 期 平成29年度 (当連結会計年度)
売 上 高	27,347	22,877	24,698	26,297
経常利益又は経常損失(△)	2,052	185	△221	△1,102
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,497	154	△581	△1,293
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	67円77銭	6円90銭	△25円88銭	△57円39銭
総 資 産	27,294	26,242	27,316	25,857
純 資 産	16,576	16,184	14,802	12,149

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イーDream株式会社	50百万円	100.0%	樹脂成型加工品、金型の製造・販売及び電子機器の組付加工
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	1,345NIS	96.4%	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションの開発・販売
Cellebrite Inc.	35千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite GmbH	25千ユーロ	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Soluções Tecnológicas Ltda.	5,141千リアル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	161千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite UK Limited	1英ポンド	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite France SAS	10千ユーロ	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.	—	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Bacsoft, Ltd.	2,019NIS	85.0%	IoTソリューションの開発・販売
Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co.Ltd.	—	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Australia Pty Limited.	—	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売

(注) Cellebrite Inc.、Cellebrite GmbH、Cellebrite Soluções Tecnológicas Ltda.、Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.、Cellebrite UK Limited、Cellebrite France SAS、Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.、Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co. Ltd.及びCellebrite Australia Pty Limited.は、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.の100%子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢としましては、雇用環境の改善等により我が国経済は緩やかな回復基調にある一方、国内における深刻な人手不足、米国新政権の経済政策の変更等の影響、新興国や資源国の経済成長鈍化、英国のEU離脱問題、各国における保護主義の台頭等、不確実性が高い状況が継続しております。

このような状況のなか、当社グループは、社員主導型経営のもと、世界への更なる飛躍へ向け、グローバルな視点での事業展開を図るべく、次世代技術の開発投資を含め、新規事業・新製品・新サービスに対する研究開発を積極的に推進し、売上高及び収益の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、「情報通信とエンターテインメントへの集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として、以下の3点を推進しております。

- ① 情報通信（セキュリティ、コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
- ② エンターテインメント（遊技機）関連分野でのシェア拡大
- ③ グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、ハードウェアとソフトウェアの両方の技術を持つエンジニア集団として、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取組んでまいります。

当面の対処すべき課題としては、以下の6つの課題に取組んでおります。

1) 人材の強化（育成・獲得）

高度なノウハウを有した優秀な人材をいかに育成・獲得していくかが重要と考えており、継続的な募集、教育・研修制度、人事・処遇制度の拡充により採用・定着を図るとともに、各分野で蓄積してきたノウハウを相互に指導活用することで、社員の「人財化」を推進しております。

2) 高収益体質への改革

当社グループは、費用効率の最大化と収益構造モデルの見直しを緊急命題とし、高収益体質への改革を推進しております。具体的には、事業環境は一部の主力事業が属している市場が非常に厳しい状況であると認識しておりますが、その環境に適応した効率性を重視した事業体制を構築してまいります。また、市場が成長段階にあるモバイルデータソリューション事業については、長期的な成長持続のために投資を継続し、今後市場が大きく伸びることが予想されるM2M事業及びAR/VR等の新規事業は、差別化された製品・サービスの開発に注力することで、中長期的な高収益体質の実現を目指していきます。

3) ブランドの確立

知名度・コーポレートイメージの向上に努め「サン電子グループ」のブランドを確立し、企業価値の向上を図ってまいります。

4) 新規事業及び資本・業務提携等による事業領域の拡大・新たな顧客価値の創造

当社グループは、今までに蓄積してきました最新の技術・ノウハウを積極的に新規事業展開に応用し、更なる事業領域の拡大を図ります。また、それらの技術を軸として、シナジー効果が見込まれるビジネスパートナーとの資本提携等を積極的に行ってまいります。

現在、当社グループでは中長期の持続的な成長の実現を果たすため、新規IT関連事業として次なる主力

事業と期待される事業確立に取り組んでいます。培った多様な事業分野におけるノウハウや営業網を利用しつつ、資本・業務提携等を通じたパートナー企業等からの協力を得ながら、当分野における開発期間の短縮化、マーケティング、お客様開拓を効率的に進めていき、早期の事業確立を実現することで、新たな顧客価値の創造へ取り組んでまいります。

5) 情報資産の安全管理

当社は、平成17年5月に「プライバシーマーク」を取得しておりますが、情報資産の総合的な安全管理レベルの継続的改善を図り、当社グループの情報資産の安全性の向上に努めてまいります。

6) インサイダー取引の再発防止

当社では、平成29年6月30日に発表しましたとおり、海外に居住する当社元契約締結者による金融商品取引法違反（インサイダー取引）が発生し、株主の皆さまにご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。当社では、従来から社内規程に従って役職員に対し、当社株式の売買等を厳格に管理し、金融商品取引法違反（インサイダー取引）の発生を防止する体制を整え、それを社員教育で周知するなどの取組みを行ってまいりました。しかし、そうした中で、今回の金融商品取引法違反（インサイダー取引）の発生を防ぐことが出来なかったことについて厳粛に受け止め、内部管理体制の一層の充実・強化に向けて、当社グループ一丸となって改めて再発防止に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

モバイルデータソリューション事業	モバイルデータ転送機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションの開発・販売
エンターテインメント 関連事業	遊技機部品パチンコ制御基板及びパチンコ向け樹脂成形品等の開発・製造・販売 パチンコホールの遊技機管理・会員管理・景品管理等トータルコンピュータシステムの開発・製造・販売
新規IT関連事業	M2M通信機器及びIoTソリューションの開発・製造・販売 B2B向け業務支援システムの開発・販売 飲食店向けソリューションの開発・販売
その他	コンテンツ配信サービスの開発・販売

(6) 企業集団の主要拠点等（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社	名古屋市市中村区平池町四丁目60番12 グローバルゲート20階
登記上の本店所在地	愛知県江南市古知野町朝日250番地
事業所	江南事業所（愛知県江南市）、東京事業所（東京都千代田区）、 三田開発センター（東京都港区）
営業所	仙台営業所（仙台市泉区）、東京営業所（東京都台東区）、大阪営業所（大阪市浪速区）、 広島営業所（広島市南区）、福岡営業所（福岡市博多区）

② 子会社

名 称	所 在 地
イーDream株式会社	愛知県北名古屋
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	イスラエル国ベタフティクバ
Cellebrite Inc.	米国ニュージャージー州
Cellebrite GmbH	ドイツ国バイエルン州
Cellebrite Soluções Tecnológicas Ltda.	ブラジル国サンパウロ州
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	シンガポール国
Cellebrite UK Limited	英国ロンドン市
Cellebrite France SAS	フランス国パリ市
Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.	カナダ国ブリティッシュコロンビア州
Bacsoft, Ltd.	イスラエル国キリヤットガット
Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co. Ltd.	中国北京市
Cellebrite Australia Pty Limited.	オーストラリア国ニューサウスウェールズ州

(7) 企業集団の従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,000名	65名増

(注) 従業員数には、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員145名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	850
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	300
株 式 会 社 愛 知 銀 行	270
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200

2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,575,300株
 (3) 株主数 7,041名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東 海 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	4,267,600	18.90
株 式 会 社 SBI 証 券	967,600	4.29
株 式 会 社 藤 商 事	940,000	4.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	843,900	3.74
内 海 倫 江	680,000	3.01
渡 辺 恭 江	680,000	3.01
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	636,441	2.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	591,959	2.62
種 村 績	368,000	1.63
サ ン 電 子 従 業 員 持 株 会	361,900	1.60

(注) 持株比率は、自己株式（946株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 平成21年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき平成21年7月10日に発行された新株予約権（第3回）

- | | |
|---|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | 970個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 194,000株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 214円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 107円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月11日から平成33年7月10日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | |
| 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 | |
| 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 | |
| 3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 | |
| 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。 | |

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	640個	128,000株	4名
取締役(監査等委員)	60個	12,000株	1名

② 平成24年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき平成24年7月13日に発行された新株予約権（第4回）

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | 876個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 175,200株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 220円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 110円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | 平成26年7月14日から平成34年6月25日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する契約書に定めるところによる。
5. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	500個	100,000株	3名

③ 平成26年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき平成26年8月29日に発行された新株予約権（第5回）

- | | |
|---|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | 2,610個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 261,000株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 1,347円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 674円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | 平成28年8月30日から平成36年6月24日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | |
| 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 | |
| 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 | |
| 3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 | |
| 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する契約書に定めるところによる。 | |

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	100個	10,000株	1名
取締役(監査等委員)	35個	3,500株	1名

④ 平成26年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき平成27年2月5日に発行された株式報酬型新株予約権（第1回）

- | | | |
|----------------------------|--|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | | 750個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | | 7,500株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり | 1円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり | 1円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | | 平成29年6月25日から平成36年6月24日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | | |
| 1. | 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 | |
| 2. | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 | |
| 3. | その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。 | |

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	600個	6,000株	4名

(2) 当事業年度中に当社使用人に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に当社子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 正 則	サン電子グループCEO	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman Cellebrite Inc. Chairman Cellebrite GmbH Chairman Cellebrite Soluções Tecnológicas Ltda. Chairman Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman Cellebrite UK Limited Chairman Bacsoft, Ltd. Chairman Cellebrite France SAS Chairman Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd. Chairman Infinity Augmented Reality, Inc. Director Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co. Ltd. Chairman Cellebrite Australia Pty Limited.Chairman
取 締 役	亀ヶ井 克 寿	M2M事業部兼サンソフトプロジェクト担当	イーDream(株)非常勤監査役
取 締 役	東 谷 浩 明	執行役員O2Oプロジェクト担当	
取 締 役	山 本 泰	執行役員経理部兼経営企画室担当	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director Bacsoft, Ltd. Director
取 締 役	佐 野 正 人		Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director 佐野公認会計士事務所所長 太陽有限責任監査法人顧問
取 締 役	山 岸 栄	執行役員アミューズメント事業部長兼サンタック事業部担当	イーDream(株)取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	北 島 光 晴		
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 島 章		中綜合法律事務所所長 日活電線製造(株)監査役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	宮 田 豊		宮田豊税理士事務所所長 小浅商事(株)社外監査役

- (注) 1 監査等委員である社外取締役岡島章氏及び宮田豊氏は、社外取締役であります。
2 当社は、監査等委員である社外取締役岡島章氏及び宮田豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3 常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、会計監査人及び内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報を、監査等委員会へ報告し、社外取締役の監査等委員と情報共有することにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4 常勤監査等委員である取締役北島光晴氏は、当社の内部統制室長としての経験と実績を有しており、企業監査に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 5 監査等委員である社外取締役岡島章氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 監査等委員である社外取締役宮田豊氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 当社は執行役員制を採用しており、平成30年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

執行役員	中原大輔	サンタック事業部長
執行役員	炭竈辰巳	AceReal事業部長
執行役員	松尾武則	製造本部長
- 8 当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
- 9 平成30年3月31日をもちまして、取締役東谷浩明は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	6名	95,971千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	17,880千円 (4,080千円)
合 計	9名	113,851千円

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
- 2 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1,331千円（取締役5名に対し1,331千円）。
- 3 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額200,000千円、また当該報酬枠とは別枠で株式報酬型ストック・オプションとして、年額500万円であります（平成28年6月23日定時株主総会決議）。
- 4 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額25,000千円であります（平成28年6月23日定時株主総会決議）。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
取締役（監査等委員）	岡 島 章	中綜合法律事務所所長 日活電線製造(株)監査役
取締役（監査等委員）	宮 田 豊	宮田豊税理士事務所所長 小浅商事(株)社外監査役

- (注) 当社と上記法人等との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）	岡 島 章	当事業年度開催の取締役会は22回中18回、監査等委員会14回中14回に出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べております。
取締役（監査等委員）	宮 田 豊	当事業年度開催の取締役会は22回中19回、監査等委員会14回中14回に出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べております。

【会社において発生した法令違反への対応】

海外に居住する当社元契約締結者による金融商品取引法違反（インサイダー取引）の発生について、各社外取締役は、事前に当該違反行為を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について発言をしておりました。当該違反行為の判明後は、グループ全体の再発防止策及びコンプライアンスの徹底に取り組むよう提言し、引き続きその取り組み状況を注視しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	29,500千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,800千円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、監査時間及び報酬等の推移並びに過年度の監査計画と監査実績との比較、取締役会、社内関係部署からの報告及び会計監査人からの説明等から、会計監査人が提出した監査計画の内容及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、移転価格税制に関する合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、かつ職務を適切に遂行することが困難と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。
2. 監査等委員会は、会社法第340条第1項の各号に定めざるに該当しないものの、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等の具体的な要素に基づき、会計監査を遂行するのに不相当であると判断した場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提供します。
3. 監査等委員会は、会計監査人選任後一定期間を経過した以降は、コーポレートガバナンス強化の観点から必要に応じ会計監査人改選について協議をします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社グループの連結計算書類に重要な影響を及ぼす在外連結子会社につきましては、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG Somekh Chaikinの監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び従業員は、役員規程及び社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
 - ・事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。
 - ・当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
 - ・社長直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ・法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には迅速に情報を把握し、その対処に努める。
 - ・反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「取締役会」、「経営会議」及びその他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員及びその他の者による重要な決裁に係る情報、ならびに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と執行役員の役割を明確にする。
 - ・取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - ・業務執行に当たっては業務分掌規程と職務権限規程において責任と権限を定める。
 - ・重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。
 - ・取締役会の運用に関する事項を取締役会規程に、取締役に係る基本事項を役員規程に定める。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役、執行役、業務を執行する従業員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他こ

これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ・当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかるよう求める。
- ・当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
- ・当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。

ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
- ・当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査等委員会が選定する監査等委員及び内部監査担当部門による評価を求める。
- ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及びその是正をはかるために、内部通報窓口制度を導入し利用する事を求める。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・監査等委員会が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、監査補助スタッフとして、内部監査担当部門の従業員がこれを担う。

⑦ 監査補助スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・監査補助スタッフは、監査等委員会が選定する監査等委員のみの指揮命令に服する。
- ・監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）と従業員は、監査等委員会の職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または従業員にその説明を求めることができる。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（この項目において「取締役等」という。）及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ・子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査等委員会に報告する。
- ・当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑩ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社の監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。

⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

- ・当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫ その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査等委員会との間で定期的な意見交換会を開催する。
- ・監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

以上の体制に基づき当事業年度に実施した当社及び当社の子会社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

- ・当社及び当社の子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社の内部監査担当部門が定期的に評価し、代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に結果を報告しています。

② 取締役の職務執行

- ・取締役は、取締役会を22回開催し、1. 中期・短期計画の決定、2. M&A及び業務提携等に関する審議、3. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する業務の執行状況の報告、4. 当社及び当社の子会社の月次業績等の報告による経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策の確認と議論等を行っています。
- ・取締役（社外取締役を除く。）は、月に1回開催される経営会議にて、各事業部門の業務遂行状況に関する報告を各部門責任者から受け、重要事項を審議・調整しています。
- ・取締役（社外取締役を除く。）は、毎日開催される朝会にて、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する業務の日々の執行状況等を報告し、情報の共有を行っています。

③ 監査等委員会の職務執行

- ・監査等委員全員は、取締役会において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務の執行状況の報告を受け、議案の審議、決議に参加しています。
- ・常勤監査等委員は、毎日の朝会及び月1回開催される経営会議に出席し、各取締役および各部門責任者からの報告により、業務の執行状況を把握しています。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会において定められた監査計画に従った各種資料の閲覧、各取締役および各部門責任者へのヒアリング、各事業拠点および子会社への往査等により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員の職務の執行状況を調査しています。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、内部監査担当部門及び会計監査人と、定期的に情報・意見交換を行っています。
- ・監査等委員は、監査等委員会を14回開催し、監査等委員会が選定する監査等委員が調査した結果および収集した情報の報告と意見交換を行っています。

④ コンプライアンス

- ・当社及び当社の子会社は、社員就業規則、コンプライアンス規程及び行動規範を定め、従業員に対して適宜法令・社内規程遵守の重要性を指導・教育しています。また、職制による指揮及びモニタリングを行うと共に、当社の内部監査担当部門が当社各部門及び当社の子会社の法令・社内規程の遵守状況を定期的にモニタリングしています。
- ・当社及び当社の子会社は、法令違反・不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、社外取締役を窓口とした内部通報制度を設置しています。
- ・平成29年6月30日に発表しました海外に居住する当社元契約締結者による金融商品取引法違反（インサイダー取引）の発生を踏まえ、速やかに外部講師による役職員へのインサイダー取引研修を実施し、改めて注意喚起を促すとともに、社内規程の見直しを行うなど、さらなる内部管理体制の充実・強化に取り組んでおります。

⑤ リスク管理体制

- ・当社の各部門責任者は、部門の業務の遂行上で発生するリスクを常に把握し、毎週初めの朝会及び毎月の経営会議に報告しています。
- ・内部監査担当部門は、各部門のリスク状況を確認するために部門責任者へ定期的なヒアリングを実施し、その結果を取締役に報告しています。
- ・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社が抱えるリスクに関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。

⑥ 子会社経営管理

- ・当社の経理担当部門は、関係会社管理規程に基づき、当社の子会社の財務状況及び重要事項について、当社の子会社から毎月報告を受けています。
- ・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社の経営状況及び重要事項に関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。
- ・内部監査担当部門は、毎年当社の子会社に対して内部統制監査を実施し、結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しています。

⑦ 財務報告に係る内部統制

- ・内部監査担当部門は、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して定め代表取締役社長の承認を得た評価範囲に対し、内部統制評価を実施しています。

⑧ 内部監査

- ・内部監査担当部門は、代表取締役社長の承認を得た年間の監査計画に従い、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けた提言を、代表取締役社長、対象部門責任者及び監査等委員会に報告しています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

① 基本方針の概要

当社は、企業価値の源泉を最大限に活用し、事業の継続的かつ持続的な成長の実現を通じて、企業価値を最大化することを基本方針として経営を進めてまいりました。従って、当社は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う株式の大量買付行為の提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件・方法等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このような大量買付行為を行おうとする者に対して、必要かつ相当な対応措置を講じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの投資に繋がり、結果的に上記の基本方針の実現に資すると考え、次の取組みを実施しています。

イ. 財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

・中長期的な経営戦略による企業価値向上への取組み

当社グループは、社会の公器として法令順守はもちろん、責任ある企業活動を行うと同時に、チャレンジ精神が薄れないよう、斬新な発想そして次代の成長の原動力を大切に、常に新たなビジネスに挑戦する精神を持ち続けております。この「挑戦する精神」こそ、当社企業価値の源泉と考えております。

「情報通信&エンターテインメント」分野において、「ナンバーワン戦略」と「新規事業への積極的な挑戦」により、安心や安全につながる便利な機能やたのしさなどの豊かな心を社会に提供することで、「企業価値の向上」を図ります。各分野で挑戦を通じ蓄積してまいりました経営資源を融合し、世界に通用する最先端技術を活用した新たな価値の創造に挑戦し続けます。

当社グループは、「情報通信とエンターテインメントへの集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、株主・取引先・従業員等すべてのステークホルダー（利害関係者）の期待に応えるべく、中長期的な経営戦略として以下の3点の取組みを推進しております。

- 1) 情報通信（セキュリティ、コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
- 2) エンターテインメント（遊技機）関連分野でのシェア拡大
- 3) グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

・コーポレート・ガバナンスの強化に関する取組み

当社は、上場企業として、株主の皆様を始めとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、社会的責任を全うすることが求められております。当社は、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性、透明性、効率性を高めることが、企業価値・株主共同の利益を向上させるために必要かつ有効な仕組みと認識し、その一環として、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。

本機関設計を採用したことにより、監査等委員会は、取締役の職務執行の監督権限と監査権限を有し、モニタリング・モデルのコーポレート・ガバナンス体制を実現しております。監査等委員会は、独立役員である社外取締役2名を含む3名で構成されており、社外、株主としての視点からも監督、監査が行われております。

また、経営判断にあたっては、契約しております外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの適

意見を聴取しており、経営環境、事業環境の変化に合わせて経営の客観性、業務の適正、効率性の確保と向上に努めております。

当社は、絶えず上記取組みに見直しを掛けることによりコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指してまいります。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない株式の大量買付行為を行う者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様適切に判断いただくために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令等の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②.イに記載した財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的な取組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記②.ロに記載した基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについても企業価値ひいては株主共同の利益を確保する目的で、関係法令等の許容する範囲内で株主の皆様適切に判断いただくための時間と情報の確保に努めるなどの取組みであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではありません。

従って、上記②の取組みは基本方針に沿うものであり、当社役員の地位維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,691,795	流動負債	13,447,934
現金及び預金	11,925,894	支払手形及び買掛金	2,212,248
受取手形及び売掛金	5,136,196	短期借入金	1,950,000
電子記録債権	57,407	1年内返済予定の長期借入金	44,560
リース投資資産	16,040	リース債務	30,474
製品	1,155,180	未払費用	1,880,310
仕掛品	237,531	未払法人税等	296,084
原材料	941,262	前受金	11,720
繰延税金資産	241,531	前受収益	5,558,765
その他	1,227,682	賞与引当金	1,211,215
貸倒引当金	△246,932	製品保証引当金	20,453
固定資産	5,165,505	その他	232,100
有形固定資産	3,143,971	固定負債	260,221
建物及び構築物	885,878	長期借入金	52,383
機械装置及び運搬具	121,313	リース債務	6,382
工具器具備品	1,180,437	長期未払金	10,110
土地	949,043	繰延税金負債	90,605
リース資産	6,814	再評価に係る繰延税金負債	9,920
建設仮勘定	484	役員退職慰労引当金	29,855
無形固定資産	61,169	退職給付に係る負債	57,744
その他	61,169	資産除去債務	3,220
投資その他の資産	1,960,364	負債合計	13,708,155
投資有価証券	926,856	(純資産の部)	
繰延税金資産	767,139	株主資本	10,468,194
その他	267,046	資本金	1,008,094
貸倒引当金	△677	利益剰余金	9,460,414
		自己株式	△314
		その他の包括利益累計額	481,161
		その他有価証券評価差額金	59,286
		繰延ヘッジ損益	10,487
		土地再評価差額金	△434,203
		為替換算調整勘定	845,591
		新株予約権	987,688
		非支配株主持分	212,100
		純資産合計	12,149,145
資産合計	25,857,300	負債純資産合計	25,857,300

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		26,297,585
売 上 原 価		10,744,459
売 上 総 利 益		15,553,125
販売費及び一般管理費		16,627,957
営 業 損 失		△1,074,831
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	131,312	
為替差益	81,224	
その他の	8,071	220,608
営 業 外 費 用		
支払利息	8,089	
持分法による投資損失	239,829	247,918
経 常 損 失		△1,102,141
特 別 利 益		
固定資産売却益	565	
新株予約権戻入益	6,753	
権利譲渡収入	104,757	
受取補償金	248,699	360,774
特 別 損 失		
固定資産除却損	5,711	
投資有価証券評価損	167,434	
会員権評価損	300	
減損損失	758,119	931,565
税金等調整前当期純損失		△1,672,933
法人税、住民税及び事業税	193,130	
法人税等調整額	△538,129	△344,998
当 期 純 損 失		△1,327,934
非支配株主に帰属する当期純損失		△34,573
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,293,361

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	999,888	474,594	11,487,827	△314	12,961,996
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	8,205	8,205	9,652		26,064
子会社等の持分変動 による増減		△482,800	△293,315		△776,115
剰余金の配当			△450,389		△450,389
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,293,361		△1,293,361
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	8,205	△474,594	△2,027,413	—	△2,493,802
平成30年3月31日残高	1,008,094	—	9,460,414	△314	10,468,194

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年4月1日残高	1,235	△2,992	△434,203	1,087,342	651,382	770,004	418,993
連結会計年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)							
子会社等の持分変動 による増減							
剰余金の配当							
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)							
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	58,050	13,479	—	△241,750	△170,220	217,683	△206,892
連結会計年度中の変動額合計	58,050	13,479	—	△241,750	△170,220	217,683	△206,892
平成30年3月31日残高	59,286	10,487	△434,203	845,591	481,161	987,688	212,100

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,401,991	流動負債	4,547,709
現金及び預金	2,345,770	支払手形	166,864
受取手形	125,912	買掛金	1,115,282
売掛金	1,927,609	短期借入金	1,950,000
電子記録債権	34,390	リース債	29,271
リース投資資産	16,040	未払払	179,537
製品	410,616	未払費用	351,903
仕掛品	227,075	未払法人税等	16,771
原材料	678,925	未払消費税等	6,770
前渡金	72,689	前受金	13,682
前払費用	163,154	前受り	322,472
繰延税金資産	213,251	賞与引当金	17,085
未収入金	261,511	その他の	367,914
その他の	3,944	固定負債	10,153
貸倒引当金	△78,900	固定負債	22,902
固定資産	6,269,449	リース債務	2,871
有形固定資産	1,244,093	再評価に係る繰延税金負債	9,920
建物	265,618	長期未払金	10,110
構築物	10,127	負債合計	4,570,611
機械装置	33,935	(純資産の部)	
工具器具備品	250,713	株主資本	8,306,713
土地	681,114	資本金	1,008,094
リース資産	2,100	資本剰余金	1,204,276
建設仮勘定	484	資本準備金	1,021,562
無形固定資産	55,137	その他資本剰余金	182,713
ソフトウェア	47,060	利益剰余金	6,094,657
その他の	8,076	利益準備金	154,318
投資その他の資産	4,970,218	その他利益剰余金	5,940,338
投資有価証券	499,464	別途積立金	6,310,000
関係会社株	3,390,608	繰越利益剰余金	△369,661
出資	2,411	自己株式	△314
関係会社長期貸付金	95,616	評価・換算差額等	△377,486
破産更生債権等	500	その他有価証券評価差額金	56,716
長期前払費用	125,951	土地再評価差額金	△434,203
繰延税金資産	673,614	新株予約権	171,602
保険証	163,022		
保険積立金	18,127		
その他の	1,401		
貸倒引当金	△500		
資産合計	12,671,441	純資産合計	8,100,829
		負債純資産合計	12,671,441

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,738,868
売 上 原 価		6,261,692
売 上 総 利 益		3,477,176
販売費及び一般管理費		4,286,854
営 業 損 失		△809,677
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	26,180	
そ の 他	18,225	44,406
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,171	
そ の 他	9,618	16,790
経 常 損 失		△782,062
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	6,753	
権利譲渡収入	104,757	
受取補償金	248,699	360,209
特 別 損 失		
固定資産除却損	937	
減 損 損 失	980	
投資有価証券評価損	8,419	
子会社株式評価損	640,144	
会 員 権 評 価 損	300	650,781
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,072,634
法人税、住民税及び事業税	6,591	
法 人 税 等 調 整 額	△289,297	△282,706
当 期 純 損 失		△789,928

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成29年4月1日残高	999,888	1,013,356	182,713	154,318	7,810,000	△629,343
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	8,205	8,205				
剰余金の配当						△450,389
当期純損失(△)						△789,928
別途積立金の取崩					△1,500,000	1,500,000
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	8,205	8,205	—	—	△1,500,000	259,682
平成30年3月31日残高	1,008,094	1,021,562	182,713	154,318	6,310,000	△369,661

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			新株予約権
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	△314	9,530,619	△1,435	△434,203	△435,638	180,681
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		16,411				
剰余金の配当		△450,389				
当期純損失(△)		△789,928				
別途積立金の取崩						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			58,152		58,152	△9,079
事業年度中の変動額合計	—	△1,223,905	58,152	—	58,152	△9,079
平成30年3月31日残高	△314	8,306,713	56,716	△434,203	△377,486	171,602

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サン電子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サン電子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況によつての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当部門と連携の上、重要な会議等に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役並びに主要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載の海外居住する当社元契約締結者による金融商品取引法違反（インサイダー取引）の発生を受け、グループ全体の再発防止策及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいる事を確認しており、引き続きその取り組み状況を注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

サン電子株式会社 監査等委員会
 常勤監査等委員 北 島 光 晴 ㊟
 監査等委員 岡 島 章 ㊟
 監査等委員 宮 田 豊 ㊟

(注)監査等委員 岡島 章及び宮田 豊は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第47期は、誠に遺憾ながら当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損填補及び株主の皆様への配当を実施するため別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当期の配当につきまして、株主の皆様への長期安定的な配当を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類：金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 451,487,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任候補者1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会は、各候補者を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任することが適切であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やまぐちまさのり 山口正則 (昭和24年2月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役サンタック事業部長 平成10年7月 当社取締役コネクティビティテクノロジー分社長 平成12年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.Chairman (現任) Cellebrite USA Inc. (現Cellebrite Inc.) Chairman (現任) 平成20年1月 当社代表取締役 平成21年1月 Cellebrite GmbH Chairman (現任) 平成24年10月 当社取締役兼モバイルビジネスセンター担当 平成25年2月 Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman (現任) 平成25年6月 当社代表取締役社長 平成25年7月 Cellebrite Soluções Tecnológicas Ltda.Chairman (現任) 平成26年2月 Cellebrite UK Limited Chairman (現任) 平成26年8月 Bacsoft, Ltd. Director 平成27年1月 Cellebrite France SAS Chairman (現任) 平成27年3月 Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd. Chairman (現任) 平成27年4月 Infinity Augmented Reality,Inc. Director (現任) 平成27年9月 Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co. Ltd. Chairman (現任) 平成27年9月 Bacsoft, Ltd. Chairman (現任) 平成28年7月 Cellebrite Australia Pty Limited.Chairman (現任) 平成29年4月 当社代表取締役社長兼サン電子グループCEO (現任)	260,500株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたる技術開発事業部門及び海外事業部門での豊富な経験、実績を有すると共に、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、グループ全体を牽引してきた実績と経営全般における識見と優れた経営能力を有しており、取締役会の更なる機能強化及び当社グループの今後の成長・発展に資するため、引き続き取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	龍ヶ井 克寿 <small>かみがい かつ ひさ</small> (昭和34年4月4日生)	昭和58年4月 当社入社 平成12年10月 当社ニューアミューズメント分社長 平成13年6月 当社取締役ニューアミューズメント分社長 平成21年4月 当社執行役員アミューズメント事業部担当 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 イードリーム株式会社取締役 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー (株式会社ブルーム・テクノ) 取締役 平成23年6月 株式会社ブルーム・テクノ代表取締役会長 平成27年6月 イードリーム株式会社非常勤監査役 (現任) 平成30年4月 当社取締役兼O2Oプロジェクト兼イノベーションプロジェクト兼ネクストプロジェクト担当 (現任)	219,100株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたりエンターテインメント事業部門及び情報通信事業部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。			
3	山本 泰 <small>やま もと やすし</small> (昭和46年4月18日生)	平成12年12月 当社入社 平成21年5月 当社経理部長 平成24年4月 当社執行役員経理部長 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director (現任) 平成25年6月 当社取締役 平成27年9月 Bacsoft, Ltd. Director (現任) 平成30年4月 当社取締役兼管理本部長 (現任)	11,800株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり経理部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">やま ぎし さかえ 山 岸 栄 (昭和39年12月23日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成9年5月 当社NA事業部マネージャー 平成15年6月 当社ニューアミューズメント分社長 平成20年6月 当社執行役員アミューズメント事業部長 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー（株式会社ブルーム・テクノ）取締役 平成28年6月 イードリーム株式会社取締役（現任） 平成29年6月 当社取締役 平成30年4月 当社取締役兼アミューズメント事業部兼サンタック事業部兼ナイトメアプロジェクト担当（現任）</p>	59,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたりエンターテインメント事業部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。</p>			
5	<p style="text-align: center;">さ の まさ ひと 佐 野 正 人 (昭和28年3月10日生)</p>	<p>昭和55年10月 監査法人伊東会計事務所 昭和60年9月 米国アーサーヤング会計事務所 平成2年1月 株式会社伊東経営コンサルタント 平成15年7月 みずぐコンサルティング株式会社代表取締役 平成18年12月 佐野公認会計士事務所所長（現任） 平成19年6月 当社監査役 平成19年12月 株式会社宇佐美組監査役 平成20年7月 太陽ASG有限責任監査法人（現太陽有限責任監査法人）パートナー 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director（現任） 平成25年6月 当社取締役組織改革担当 平成28年7月 当社取締役（現任） 平成28年8月 太陽有限責任監査法人顧問（現任）</p>	10,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社グループ事業に対する識見及び公認会計士としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	(新任) いりべ なおゆき 入部直之 (昭和29年5月14日生)	昭和56年4月 株式会社オリエンタルランド入社 平成13年9月 同商品本部商品開発部開発企画グループマネージャー 平成14年4月 株式会社リテイルネットワークス取締役商品部長 平成15年5月 同常務取締役商品部長 平成17年4月 同代表取締役副社長 平成18年6月 株式会社イクスピアリ常務取締役 平成25年3月 株式会社独立宣言代表取締役社長(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたり、商品・新規ビジネス企画、業務改善に携わり、当社事業に対する識見及び経営コンサルタントとしての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役候補者と致しました。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 入部直之氏は社外取締役の候補者であります。
3. 入部直之氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり企画業務に携わり、また経営コンサルタントとして多くの組織の変化・変革に精通し、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営の監視を遂行するに適任であると判断したためであります。
4. 当社は社外取締役として有能な人財を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、入部直之氏について、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 「所有する当社株式の数」は、平成30年3月31日現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>きた じま みつ はる 北 島 光 晴 (昭和34年10月14日生)</p>	<p>昭和57年3月 当社入社 平成6年1月 当社ニューアミューズメント事業部マネージャー 平成9年7月 当社サンソフト事業部長 平成15年10月 当社クリエイティブソフトSBU長 平成18年4月 当社コトづくり統括部長 平成20年3月 当社サンタックネット事業部マネージャー 平成21年4月 当社執行役員サンタックネット事業部長 平成23年7月 当社執行役員ITソリューションセンター長 平成24年1月 当社執行役員サンタックセンター長 平成25年8月 当社内部統制室長 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p>	75,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたり様々な事業部門及び内部統制の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。</p>			
2	<p>おか じま あきら 岡 島 章 (昭和23年3月10日生)</p>	<p>昭和49年4月 弁護士登録 昭和54年12月 岡島法律事務所所長 昭和60年4月 中綜合法律事務所所長(現任) 昭和63年4月 愛知県弁護士会副会長 平成4年6月 日活電線製造株式会社監査役(現任) 平成25年6月 当社監査役 平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	1,200株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 当社事業に対する識見及び弁護士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	みや た ゆか 宮田 豊 (昭和27年3月21日生)	平成14年7月 預金保険機構特別調査第1課長 平成18年7月 国税庁名古屋派遣監督評価官室長 平成23年7月 小牧税務署長 平成24年8月 宮田豊税理士事務所所長(現任) 平成24年12月 小浅商事株式会社社外監査役(現任) 平成26年7月 当社顧問 平成27年6月 当社社外取締役 平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	800株
【社外取締役候補者とした理由】 当事業に対する識見及び税理士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。			

- (注) 1. 監査等委員である取締役の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡島章氏及び宮田豊氏は社外取締役の候補者であります。
なお、当社は、岡島章氏と宮田豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 岡島章氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年であります。
4. 宮田豊氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役として就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であり、また監査等委員である社外取締役として就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、現在、監査等委員である取締役候補者である北島光晴氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。つきましては、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、当社は同氏との責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、現在、監査等委員である社外取締役候補者である岡島章氏及び宮田豊氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。つきましては、本議案が承認可決され、両氏が選任された場合、当社は両氏との責任限定契約を継続する予定であります。
7. 「所有する当社株式の数」は、平成30年3月31日現在の株式数を記載しております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階 406・407会議室

交通機関 あおなみ線ささしまライブ駅より会場まで徒歩で約3分

- 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 総会終了後、株主懇親会を開催させていただきます。ご多忙とは存じますが是非ともご出席賜りますようご案内申し上げます。
- 総会ご出席者へのお土産は今回からご用意しておりませんので、予めご了承いただけますようお願い申し上げます。

